

浜田市原油価格高騰対策地域公共交通事業者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格の高騰の影響を受けた地域公共交通事業者に対し、価格高騰した燃料費の一部を補助することにより、原油価格の高騰の影響を緩和するとともに、市民生活や経済活動を支える生活交通ネットワークを維持・確保することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する事業をいう。
- (2) 燃料 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両に使用する軽油、ガソリン等の石油製品及びLPガス等の液化石油ガスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第7条に規定する交付申請書を提出する日において市内に事務所又は事業所を有し、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において、島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表5に規定する各月助成単価に同表に規定する各月燃料使用量を乗じて得た額の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税額に相当する額は除く。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうちLPガスに係る経費から県要綱別表5に規定する国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額（補助対象経費のうちLPガスに係る経費を限度と

する。)を補助対象経費から控除した額の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た補助金の額を確認することができる書類の写し
- (2) 補助の対象となる事業用自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。)の写し
- (3) その他市長が適当と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保管)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に関する経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
団体名
代表者名
(署名又は記名押印)

原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金
交付申請書兼請求書

原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

なお、補助金の交付決定に際して、市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

また、市長が浜田市原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

- 1 交付申請額（請求額） 円
- 2 補助対象経費の積算内訳 別紙のとおり
- 3 指定口座

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ

- 4 添付書類
 - (1) 国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た補助金の額を確認することができる書類の写し
 - (2) 補助の対象となる事業用自動車の自動車検査証の写し
 - (3) その他

様式第 2 号（第 8 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

なお、浜田市原油価格高騰対策公共交通事業者支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、補助金に関する経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存してください。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）